

令和2年4月17日

保護者様

長崎県立島原農業高等学校長

前田 達彦

「緊急事態宣言」による本校の対応等について

皆様におかれましては、日頃より様々な活動に御協力をいただき感謝申し上げます。
本校では、標記宣言の対応について下記のとおり実施いたしますので、御家庭におかれましても御理解と御協力をお願いいたします。

記

- (1) 4月21日(火)～5月6日(水)の期間を臨時休業とする。
- (2) 4月18日(土)～5月6日(水)まで部活動は全面禁止とする。
- (3) 4月18日(土)からの期間中、部活動・資格試験・補習等の全ての活動を、校内外を問わず中止とする。なお、期間中の臨時登校日も設定しない。
- (4) 4月20日(月)午前は、感染防止対策を講じたうえで通常登校とする。
ただし、午前中授業とし12:30頃には放課とする。(①～④校時 40分授業)
- (5) 生徒や卒業生の個別登校も不可とするが、特別な事情がある場合は、事前に担任に相談し許可を受けること。可能な限り電話で対応する。
- (6) 臨時休業中、生徒は外出を避け、原則自宅で過ごすこと。(不要不急の外出は禁止とする。)
- (7) 学校からの連絡は、メールメイト・ホームページ・電話・郵便物等で対応する。生徒側からの問い合わせ等は、電話で学校に連絡すること。
- (8) 万が一、生徒やその家族が新型コロナウイルスに感染した場合、速やかに学校に連絡すること。
- (9) 期間中に事件・事故に遭遇するなど不測の事態があれば必ず学校に連絡すること。その他、悩みや相談事がある場合は担任等に相談すること。
- (10) 臨時休業中も検温などの健康観察は続けること。